

大飯原発差し止め取り消し

高裁支部判決 危険性を否定

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）の運転差し止めを福井県の住民らが求めた訴訟の控訴審判決が4日、名古屋高裁金沢支部であった。内藤正之裁判長は「危険性は社会通念上無視しうる程度」と述べ、住民らの人格権を侵害する具体的な危険性はない

と判断。運転差し止めを命じた一審・福井地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。▼30面||住民側「ずさん判決」
控訴審判決はまず、差し止めの判断基準を検討。原子力規制委員会が安全性審査に用いた基準（新規制基準）や、3、4号機が基準

に適合するとした規制委の結論に不合理な点があるかどうかが指標になるとし、「新規制基準への適否ではなく、東京電力福島第一原発事故のような事態を招く具体的な危険性が万が一でもあるか」とした一審判決と異なる判断を示した。その上で、福島事故後に



控訴審判決を受け、「不当判決」などと掲げる原告住民と弁護士＝4日午後、金沢市、加藤諒撮影

定められた新規制基準について「最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定された」と指摘。3、4

号機がそれに適合するとして規制委の判断とともに、いずれも妥当と認定した。控訴審では、地震学者の

島崎邦彦・元規制委員長代理が住民側証人として出廷し、想定される最大の揺れ「基準地震動」が現在の揺れ計算方法では過小評価になるおそれを指摘した。しかし、控訴審判決は「（現在の計算方法でも）対象となる活断層の面積を安全に余裕を持って大きく設定しており、過小とはいえない」と述べた。
このほか津波や火山などへの対策についても、新規制基準に適合するとして規制委の判断に不合理な点はないと結論づけた。
原発の是非についても言及。「福島事故の深刻な被害の現状などに照らし、原

を越える。国民世論として議論され、政治的な判断に委ねられるべき」と述べた。
（大貫聡子、溝沼優）